

令和5年6月30日

第 6 回 総 会

議 事 録

呉市農業委員会

議 事 録

日 時：令和5年6月30日（金） 午後2時

場 所：呉市役所 7階 755～758号室

付議事項

議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第29号 農用地利用集積計画（案）について

報告事項

第1号 農地法第4条の規定による届出の受理について

第2号 農地法第5条の規定による届出の受理について

第3号 非農地証明について

第4号 非農地判断について

その他

出席委員

1番 柏木 健二	2番 田中 慎二	3番 谷 新子	4番 宮脇 和幸
5番 横段 登	6番 高本 光之	7番 立花 達也	8番 水場 光輝
9番 今井 満	10番 亀山 博司	11番 秋光 貴志	12番 大道 正孝
13番 長迫 秀	14番 新田 隆次	16番 棕開地 省二	17番 本末 満
18番 石田 尚則	19番 北村 正次		

推進委員

山田 修 川本 考三 高畑 保久

事務局

沖元事務局長 倉中事務局次長 庭月野主査 藤並主任 根本主事

（午後2時）

議長（北村）：出席者が過半数に達していますので、ただ今から令和5年第6回呉市農業委員会総会を開会します。本日の議事録署名者に、3番 谷委員、4番 宮脇委員を指名します。

皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれていますので、取扱いにご留意ください。また、議事進行の妨げとなりますので、携帯電話、スマートフォンは電源を切るか、マナーモードに切り替えてください。

議長：議事に入る前に、このたび農業会議より農業委員会組織功労者について表彰がありましたことをご報告します。事務局がお名前をお呼びしますので、前にお願いします。

事務局 長：今回、功労者として表彰された5名の方をご紹介します。北村正次委員は農業会議会員5年以上、横段登委員は農業委員在職17年以上、推進委員の横村満委員は農業委員と推進委員在職17年以上です。平本真人委員も同様に17年以上、荒谷博司委員も同じく9年以上となります。それでは表彰者を代表しまして横段委員前にお願いします。

【 会長より、表彰状の授与 】

事務局 長：皆様にご報告があります。本日呉市議会6月定例会の最終日の本会議があり、8月から農業委員に就任される19名の方々の選任同意の議決がありました。8月4日の総会で市長から辞令交付がありますのでよろしくお願いします。

議長：事務局から配付資料の確認をお願いします。

事務局：配付資料の確認をさせていただきます。今回の事前配付として、議案書と申請農地位置図を送付しています。また、本日配付した資料は、別紙1「農用地利用集積計画（案）」です。ありますでしょうか。

議長：はい。

議長：それでは付議事項に入ります。議案第27号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、阿賀南9丁目〇〇〇〇番、地目は畑、面積は82㎡の第3種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は遠方に居住しており耕作困難なため贈与するもので、譲受人は経営規模を拡大し野菜を作付けるものです。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

推進委員：推進委員 山田です。申請地は譲受人の自宅うらにあり、譲受人の敷地を通らなければ行くことができないこと。既に野菜をつくられていることから申し分ないと思います。ご審

議のほどよろしくお願ひします。

議 長：それではご審議願ひます。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：次に、議案第28号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、音戸町高須1丁目〇〇〇〇-〇、地目は畑、面積は合計で275㎡の第2種農地です。転用の目的は、ドックランとして利用するため、贈与するものです。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要で、農振農用地区域には、指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

水場委員：8番 水場です。申請地は、音戸町の旧高須小学校（現音戸小学校）から直線で100mの場所にあります。写真では良さそうに見えますが、1輪車がやっと通るほどの道しかなく、農地としては適さないように思います。このまま放置して荒れるよりは、管理してもらったほうが良いのではないのでしょうか。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長：それではご審議願ひます。ご質疑、ご意見ありませんか。

高本委員：ドックランは、地目は何になりますか。

事務局：雑種地に該当します。

議 長：他にご意見はありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可すると決定します。

議 長：次に、議案第29号「農用地利用集積計画（案）について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局：農業経営基盤強化促進事業による利用権を設定し、貸し借り等を実施したいとの申出について、その内容を調査し、結果をまとめたものが、「資料1 農用地利用集積計画（案）」です。この農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規

定により、農業委員会の決定を経て定めなければならないものとなっておりますので議案提出したものです。内容についてご説明いたしますので、資料1の1ページをご覧ください。新規の申出の一覧表です。利用権を新規に設定する農用地は、郷原町字田中〇〇〇〇番〇ほか8筆で、合計面積は5,534㎡です。設定する権利内容は、賃借権又は使用貸借による権利の設定です。その他、貸し借りの期間及び利用目的等につきましては、それぞれ資料のとおりとなっております。次に2ページをご覧ください。再設定の申出の一覧表です。利用権を再設定する農用地は、下蒲刈町下島字清福〇〇〇〇番〇ほか3筆で合計面積は4,322㎡です。設定する権利内容は、賃借権又は使用貸借による権利の設定です。その他、貸し借りの期間及び利用目的等につきましては、それぞれ資料のとおりとなっております。次に3ページにつきましては、利用権を設定する場合の貸す方及び借りる方との間において、交わされる具体的な契約内容や取り決めに記載した共通事項です。4ページと5ページをご覧ください。利用権の設定を受けて農地を借りる方の現在の経営面積及び家族構成等が記載されております。なお、本日の総会で決定しましたら、7月1日付けで公告する予定です。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、事務局の説明のとおりと決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、議案のとおり決定します。

議 長：次に報告事項について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：市街化区域内の農地について、この1か月間に農地の転用届出に関する専決処理規程により受理したもので、農地法第4条の規定による届出が3件、農地法第5条の規定による届出が3件ございましたので、報告します。続きまして、この1か月間に非農地判断等に関する事務決裁規程により処理したもので、非農地証明申請について3件を証明し、非農地判断について50件を通知しましたので報告します。

議 長：推進委員さんから、何かご意見があればお願いします。

推 進 委 員：なし。

議 長：その他、事務局から何か説明事項はありますか。

事 務 局 次 長：前回の総会で、「議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請の6番」において、

水場委員からご意見がございましたので回答させていただきます。まず、この案件の内容でございますが、蒲刈町田戸字浜田〇〇〇〇番、地目は畑、面積は292㎡の第2種農地で、転用の目的は、廃材の一時保管置場として利用するため贈与するもので、既に廃材置場として利用されているため、農地法に基づく手続きが事後になった旨の始末書添付の申請でございます。水場委員からのご意見は、「一時置場とはいえ産業廃棄物なので、そこかしこに置いてよいものではないと思う。産業廃棄物置場にする場合は、広島県等への許可や届出が必要ではないか。許可後は監視が必要ではないか。」という内容でございました。市の環境政策課に確認したところ、建設工事に伴い生じる産業廃棄物を事業場の外に保管する場合、保管場所の面積が300㎡以上であれば市の環境政策課へ届出が必要です。

この度の案件は、保管場所の面積が292㎡であり、保管面積が300㎡以下なので届出の必要はございません。しかしながら、保管する敷地面積が300㎡未満となる場合についても、法律で産業廃棄物の処理基準を順守し、生活環境の保全上支障がないように保管しなければならないと規定されています。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第1項、第2項）市の環境政策課としては、300㎡以下の置場でも、必要に応じて、周りに配慮するという事で掲示物を設置させるなど、指導する場合もあるとのことでした。

なお、今回のケースではないですが、隣接する土地などを合わせると面積が300㎡を超える場合は、空間的に一体とみなして届出が必要になるケースもあります。農業委員会の対応としては、当案件について、環境部の方への許可・届出の必要もなく、申請書に記載された事業計画に問題はない。10年くらい前から廃材置き場として使用しており、現地調査では汚水や雑排水が流れている形跡もなく、周辺の農地や環境に悪影響を与えていないことを確認し、許可することに問題はないと考えております。今後については、今回のような廃材置場等の転用が申請された場合は、関係課、環境政策課、都市計画課等に、申請してきた業者の聴き取りなどを参考にし、転用許可の判断をしたいと考えております。（関係法等の違反業者が申請をしてきた場合は、許可しない。）また、申請書の事業計画の中で、廃材の具体的な内容を記載してもらい、水質を汚染するようなものであれば、対策を講じるような計画になっていなければ許可はできません。（困いが必要であるとか、地面に浸透しないようにシートを貼るなど環境部の意見も参考にします。）許可証の注意事項に記載しており、申請書に記載された事業計画に従った事業が行われていない場合には、その許可を取り消し、条件を変更し、若しくは新たな条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは原状回復の措置をとることを命ずるなど、何らかの対応を取ることになると考えております。

議 長：只今の説明について、なにかありませんか。

議 場：なし

議 長：その他，事務局から何か説明事項はありますか。

事務局次長：現在の農業委員会の任期満了に伴う，農業委員会協議会の通帳清算についての説明及び同意と解散会の開催について説明する。

議 長：いかがでしょうか。

議 場：全委員同意。

議 長：今までを通して，ご意見，ご質問はありませんか。

議 場：なし

議 長：他にないようですので，次回の日程を申し上げます。

次回，令和5年第7回総会は，7月31日 月曜日 午後4時 から
場所は，呉市役所 7階 755から758号室です。

議 長：以上で令和5年第6回呉市農業委員会総会を閉会します。

本日のご審議，ありがとうございました。

(午後2時30分)

以上は，令和5年第6回呉市農業委員会総会の内容に相違ないことを証明する。

令和 5 年 月 日

呉市農業委員会 会 長

.....

呉市農業委員会 委 員

.....

呉市農業委員会 委 員

.....